

# 一般社団法人 宮城県測量設計業協会定款

昭和 57 年 1 月 22 日	社団法人 宮城県測量設計地質調査業協会設立
平成 3 年 4 月 23 日	社団法人 宮城県測量設計業協会と名称変更
平成 25 年 4 月 1 日	一般社団法人 宮城県測量設計業協会へ移行認可
平成 27 年 4 月 28 日	一部改正

## 第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 この法人は、一般社団法人宮城県測量設計業協会という。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を宮城県仙台市に置く。また、この法人は、主たる事務所のほか第 3 条に定める目的を達成するため及びこの法人と会員の連絡調整を図るため、理事会の決議を経て、支部を設置することができる。

2 支部規則等支部に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

## 第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 この法人は、測量及び設計業に係わる調査研究、研修会等の開催、普及・啓発等に関する事業並びに地方公共団体等が行う公共事業及び管理の円滑で効率的な執行を補完し支援する事業等を行い、宮城県内における測量及び設計業の健全な発展と地位の向上を図るとともに、国土の整備促進並びに地域社会の発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 測量及び設計業の技術と経営の改善に関する調査研究、指導及び奨励
- (2) 測量及び設計業に関する法制及び施策の調査研究
- (3) 測量及び設計業に関する技術及び経営等に関する研修会・講習会等の開催
- (4) 測量及び設計業の技術・諸制度・経営等に関する情報及び資料の収集と提供
- (5) 測量及び設計業に関する普及・啓発及び技術の援助
- (6) 関係機関及び関係団体（以下「関係機関等」という。）への要望、連絡等並び

- に關係機関等との意見交換提携等
- (7) 測量及び設計業の技術と経営の改善、法制及び施策などの調査研究に関する報告書等の物品販売等
  - (8) 測量及び設計業に関する地方自治体等關係機関からの受託事業等
  - (9) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

### 第3章 会 員

(構成員)

第5条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 宮城県内に本社を有し、測量業又は設計業を営む者でこの法人の目的に賛同して入会した法人
  - (2) 賛助会員 前号に掲げる者以外の者で、この法人の目的に賛同して入会した法人又は個人
- 2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という。)上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、会長が別に定める入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(経費の負担)

第7条 会員は、総会において別に定めるところにより、入会金及び会費を納めなければならない。

(退会)

第8条 会員は、会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
  - (2) この法人の名誉をき損し又は目的に反する行為をしたとき。
  - (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、その会員にあらかじめ通知す

るとともに該当会員に、除名の議決を行う総会において弁明の機会を与えなければならぬ。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は次の各号のいずれかに該当するに至ったときには、会員資格を喪失する。

- (1) 会員である法人が解散したとき又は会員である個人が死亡したとき。
- (2) 会員が会費を1年以上納入しないとき。
- (3) 会員全員の同意があったとき。

(会員資格の喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が前条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務はこれを免れることができない。

- 2 この法人は、会員がその資格を喪失しても既納の入会金、会費、賛助会費、その他の拠出金品は、これを返還しない。

## 第4章 総会

(構成)

第12条 総会は、正会員をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって、法人法上の社員総会とする。

(権限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 入会金、会費及び賛助会費の額
- (4) 常勤の理事及び正会員以外の監事の報酬の額
- (5) 貸借対照表、および損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) 合併及び事業の全部又は一部の譲渡
- (9) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(種類及び開催)

第14条 総会は、定時総会及び臨時総会の2種とする。

2 定時総会は、毎事業年度の終了後3箇月以内に開催する。

3 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 理事会において開催が決議されたとき。

(2) 総正会員の5分の1以上の正会員から会長に対し総会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により開催の請求があったとき。

(招集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、会長が招集する。

2 会議を招集する場合には、会議の目的たる事項、内容、日時及び場所を示した書面により、少なくとも7日前までに正会員に通知しなければならない。

(議長)

第16条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員のうちから選任する。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第18条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) 合併及び事業の全部又は一部の譲渡

(6) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

理事又は監事の候補者の合計数が第22条第1項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでのものを選任する。

(書面表決等)

第19条 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は代理人に表決を委任することができる。この場合前条の規定の適用については出席したものとみなす。

(決議の省略)

第20条 総会の決議の目的たる事項について、理事または、正会員から提案があった場合において、その提案に正会員の全員が書面又は電磁的記録によって同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第21条 総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成しなければならない。

2 議長及び出席した監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第5章 役員等

(役員の設定)

第22条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 7名以上10名以内

(2) 監事 2名以上3名以内

2 理事のうち、1名を会長、2名以内を副会長、1名以内を専務理事とする。

3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、副会長及び専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第23条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長、専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 第1項の規定に係わらず正会員以外の者をこの法人の理事又は監事とする必要がある場合には、理事2名以内又は監事1名を総会の決議によって選任することができる。

4 理事のうち理事のいずれか1人とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務と権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表しその法人の業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐し、会務を処理する。

また、会長に事故あるときはその職務を代理し、会長が欠けたときは、その職務を行う。

4 専務理事は会長並びに副会長を補佐し、会務を処理する。

5 会長、副会長、専務理事は、毎事業年度に4箇月を越える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

#### (監事の職務と権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

#### (役員任期)

第26条 役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された役員任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 役員は、第22条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

#### (役員解任)

第27条 役員は、総会の決議によって解任することができる。

#### (報酬等)

第28条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の役員及び正会員以外の監事に対しては、総会において別に定める報酬の基準に従って算定した額を報酬として支給することができる。

2 役員にはその職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

3 前2項に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

#### (責任の免除及び限定)

第29条 この法人は、役員が法人法第111条第1項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

(名誉会長、相談役及び顧問)

第30条 この法人に、名誉会長、相談役及び顧問を置くことができる。

2 名誉会長、相談役及び顧問は、理事会の決議に基づき会長が委嘱する。

3 名誉会長、相談役及び顧問は、会長の諮問に応じ、意見を述べることができる。

4 名誉会長、相談役及び顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

5 名誉会長、相談役及び顧問の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

## 第6章 理事会

(構成)

第31条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、次に掲げる職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長、副会長、専務理事の選定及び解職

(招集)

第33条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ理事会の定める順序により、他の理事が理事会を招集することができる。

(議長)

第34条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ理事会の定める順序により、他の理事がこれに当たる。

(決議)

第35条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過

半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第36条 理事が理事会の決議の目的たる事項について、提案した場合において、その提案について理事の全員が書面又は電磁的記録によって同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。  
ただし、監事が異議を述べた時は、その限りではない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。  
2 会長及び出席した監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第7章 資産及び会計

(事業年度)

第38条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第39条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受け、総会に報告しなければならない。  
これを変更する場合も同様とする。ただし、軽微な変更については、この限りではない。

(事業報告及び決算)

第40条 この法人の事業報告及び決算については毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
  - (2) 事業報告の附属明細書
  - (3) 貸借対照表
  - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
  - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- 2 前項の書類のうち、第1号、第3号、第4号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類については、その内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間据え置くとともに、定款社員名簿を主たる事務所に据え置くものとする。



## 第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第41条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第42条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の処分)

第43条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

2 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

## 第9章 委員会

(委員会)

第44条 この法人は、必要に応じ理事会の決議を経て委員会を設けることができる。

2 委員会の委員は、理事会の議決を経て会長が委嘱する。

3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により、別に定める。

## 第10章 公告の方法

(公告の方法)

第45条 この法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

## 第11章 補則

(事務局)

第46条 この法人の事務を処理するため、この法人に事務局を置く。

2 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(細則)

第47条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の決議により、別に定める。

#### 附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人の認定に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記日から施行する。
- 2 この法人の最初の会長は、菅井一男とする。
- 3 整備法第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第38条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

#### 附 則

- 1 この定款は、平成25年4月1日から施行する。
  
- 1 この定款変更は、平成27年4月28日から施行する。